



鳥取県公報

平成17年12月26日(月)
号外第207号

毎週火・金曜日発行

目 次

教委規則	鳥取県育英奨学資金貸与規則の一部を改正する規則 (29) (高等学校課) 1
	鳥取県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与規則の一部を 改正する規則 (30) (") 2
	鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則 (31) (") 9
教委告示	平成18年度鳥取県立高等学校専攻科入学者選抜実施要項 (30) (高等学校課)10

教育委員会規則

鳥取県育英奨学資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年12月26日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

鳥取県教育委員会規則第29号

鳥取県育英奨学資金貸与規則の一部を改正する規則

鳥取県育英奨学資金貸与規則 (昭和35年鳥取県教育委員会規則第5号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の細目の表示に下線が引かれた項及び号の細目 (以下「移動項等」という。) に対応する同表の改正後の欄中項及び号の細目の表示に下線が引かれた項及び号の細目 (以下「移動後項等」という。) が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には、当該移動後項等 (以下「追加項等」という。) を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分 (号の細目の表示を除く。以下「改正部分」という。) を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分 (号の細目の表示及び追加項等を除く。) に改める。

改 正 後	改 正 前
(奨学資金の貸与) 第2条 奨学資金は、次の各号に掲げる区分に応じ、 当該各号に定める要件を備えている者に対して貸与 するものとする。 (1) 高等学校等奨学資金 次に掲げる要件 ア~ウ 略 エ 県から同種類の奨学資金の貸与又は給与を受	(奨学資金の貸与) 第2条 奨学資金は、次の各号に掲げる区分に応じ、 当該各号に定める要件を備えている者に対して貸与 するものとする。 (1) 高等学校等奨学資金 次に掲げる要件 ア~ウ 略 エ 他から同種類の奨学資金の貸与又は給与を受

けていないこと。

オ 県以外の者から、同種類の奨学資金であって
1月当たりの貸与額又は給与額が次条に定める
額以上のものの貸与（無利子のものに限る。）
又は給与を受けていないこと。

カ 略

(2) 大学等奨学資金 次に掲げる要件

ア～ウ 略

エ 県から同種類の奨学資金の貸与又は給与を受
けていないこと。

オ 県以外の者から、同種類の奨学資金であって
1月当たりの貸与額又は給与額が次条に定める
額以上のものの貸与（無利子のものに限る。）
又は給与を受けていないこと。

カ 略

(奨学資金の額)

第3条 奨学資金の額は、次の表に掲げるとおりとす
る。

区 分		金 額	
略			
大学等奨学資金	国立又は公立	月額	45,000円
	私立	月額	54,000円

(連帯保証人等)

第5条の4 略

2 略

3 第1項の保証人は、奨学資金の貸与を受けようと
する者及び同項の連帯保証人と生計を別にする者で
なければならない。

けていないこと。

オ 略

(2) 大学等奨学資金 次に掲げる要件

ア～ウ 略

エ 他から同種類の奨学資金の貸与又は給与を受
けていないこと。

オ 略

(奨学資金の額)

第3条 奨学資金の額は、次の表に掲げるとおりとす
る。

区 分		金 額	
略			
大学等奨学資金	国立又は公立	月額	44,000円
	私立	月額	53,000円

(連帯保証人等)

第5条の4 略

2 略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条の改正は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成18年4月1日前から引き続き奨学資金の貸与を受けている者（貸与を休止されている者を含む。）に係
る奨学資金の額については、改正後の鳥取県育英奨学資金貸与規則第3条の規定にかかわらず、なお従前の例
による。

鳥取県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年12月26日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

鳥取県教育委員会規則第30号

鳥取県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与規則の一部を改正する規則

鳥取県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与規則（昭和50年鳥取県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を加える。

改正後	改正前
<p>(修学奨学金の申込み)</p> <p>第4条 修学奨励金の貸与を受けようとする者は、<u>高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与申請書</u>（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(修学奨励金の貸与の決定及び通知)</p> <p>第5条 教育委員会は、前条の<u>貸与申請書</u>の提出があったときは、その内容を審査し、修学奨励金を貸与すべきものと認めるときは、貸与の決定をし、その旨を本人に通知しなければならない。</p> <p>(誓約書及び連帯保証人等)</p> <p>第6条 修学奨励金の貸与の決定を受けた者は、速やかに、<u>連帯保証人及び保証人と連署した誓約書</u>（様式第3号）を、教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の連帯保証人及び保証人は、<u>各1人とする</u>。この場合において、修学奨励金の貸与の決定を受けた者が未成年者であるときは、連帯保証人は、親権者又は後見人でなければならない。</p> <p>3 <u>第1項の保証人は、奨学資金の貸与を受けようとする者及び同項の連帯保証人と生計を別にする者でなければならない。</u></p> <p>(修学奨励金の返還債務の履行の猶予)</p>	<p>(修学奨学金の申込み)</p> <p>第4条 修学奨励金の貸与を受けようとする者は、<u>高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与願書</u>（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(修学奨励金の貸与の決定及び通知)</p> <p>第5条 教育委員会は、前条の<u>貸与願書</u>の提出があったときは、その内容を審査し、修学奨励金を貸与すべきものと認めるときは、貸与の決定をし、その旨を本人に通知しなければならない。</p> <p>(誓約書及び連帯保証人)</p> <p>第6条 修学奨励金の貸与の決定を受けた者は、速やかに、<u>連帯保証人と連署した誓約書</u>（様式第3号）を、教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の連帯保証人は、<u>2人とし、そのうち1人は、県内に居住する者でなければならない</u>。この場合において、修学奨励金の貸与の決定を受けた者が未成年者であるときは、連帯保証人のうち1人は、親権者又は後見人でなければならない。</p> <p>(修学奨励金の返還債務の履行の猶予)</p>

第11条 修学奨励金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、修学奨励金の返還債務の履行を猶予することができる。

(1) 高等学校、高等専門学校、大学又は専修学校に在学しているとき。

(2) 略

2 略

3 第1項の規定により返還債務の履行の猶予を受けようとする者は、高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金返還猶予申請書（様式第5号）を教育委員会に提出しなければならない。

4 教育委員会は、前項の返還猶予申請書の提出があったときは、その内容を審査し、返還債務の履行を猶予すべきものと認めるときは、その猶予を決定し、その旨を本人に通知しなければならない。

(修学奨励金の返還債務の免除)

第11条の2 略

2 修学奨励金の返還債務の免除を受けようとする者は、高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金返還免除申請書（様式第5号の2）を教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、前項の返還免除申請書の提出があったときは、その内容を審査し、返還債務を免除すべきものと認めるときは、免除の決定をし、その旨を本人に通知しなければならない。

(届出)

第15条 修学奨励金の貸与を受けている者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、異動届（様式第6号）を教育委員会に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 連帯保証人又は保証人の氏名又は住所に変更があったとき。

2 略

3 修学奨励金の貸与を受けている者又は受けた者は、連帯保証人を変更したとき、又は連帯保証人が死亡したときは連帯保証人変更届（様式第7号）を、保証人を変更したとき、又は保証人が死亡したときは保証人変更届（様式第7号の2）を教育委員会に提出しなければならない。

4 連帯保証人又は保証人は、修学奨励金の貸与を受

第11条 修学奨励金の貸与を受けた者が次の各号の一に該当するときは、修学奨励金の返還債務の履行を猶予することができる。

(1) 高等学校、高等専門学校又は大学に在学しているとき。

(2) 略

2 略

3 第1項の規定により返還債務の履行の猶予を受けようとする者は、高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金返還猶予願書（様式第5号）を教育委員会に提出しなければならない。

4 教育委員会は、前項の返還猶予願書の提出があったときは、その内容を審査し、返還債務の履行を猶予すべきものと認めるときは、その猶予を決定し、その旨を本人に通知しなければならない。

(修学奨励金の返還債務の免除)

第11条の2 略

2 修学奨励金の返還債務の免除を受けようとする者は、高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金返還免除願書（様式第5号の2）を教育委員会に提出しなければならない。

3 教育委員会は、前項の返還免除願書の提出があったときは、その内容を審査し、返還債務を免除すべきものと認めるときは、免除の決定をし、その旨を本人に通知しなければならない。

(届出)

第15条 修学奨励金の貸与を受けている者は、次の各号の一に該当するときは、直ちに、異動届（様式第6号）を教育委員会に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 連帯保証人の氏名又は住所に変更があったとき。

2 略

3 修学奨励金の貸与を受けている者又は受けた者は、連帯保証人を変更したとき、又は連帯保証人が死亡したときは連帯保証人変更届（様式第7号）を教育委員会に提出しなければならない。

4 連帯保証人は、修学奨励金の貸与を受けている者

けている者又は貸与を受けた者が死亡したときは、死亡届（様式第8号）を教育委員会に提出しなければならない。

又は貸与を受けた者が死亡したときは、死亡届（様式第8号）を教育委員会に提出しなければならない。

様式第1号（第4条関係）

様式第1号（第4条関係）

高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与申請書	
申 請 者	略
略	
以上の記載に相違ありませんので、高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金の貸与を申請します。	
年 月 日	
本人氏名	㊟
保護者又は後見人 郵便番号	
住 所	
氏 名	㊟
鳥取県教育委員会 様	

高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与願書	
出 願 者	略
略	
以上の記載に相違ありませんので、高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金を貸与して下さるようお願いいたします。	
年 月 日	
本人氏名	㊟
保護者又は後見人 郵便番号	
住 所	
氏 名	㊟
鳥取県教育委員会 様	

様式第3号（第6条関係）

様式第3号（第6条関係）

誓 約 書	
私は、高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金の貸与を受けるにつきましては、鳥取県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与規則を堅く守り、学業に励むことを誓います。	
なお、高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金の返還債務が生じたときは、同規則の規定に従い、連帯保証人及び保証人とともにその責めに任じます。	
年 月 日	
本人 郵便番号	
住 所	
氏 名	㊟
連帯保証人 郵便番号	
住 所	
氏 名	㊟
続 柄 本人の	
保 証 人 郵便番号	
住 所	
氏 名	㊟

誓 約 書	
私は、高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金の貸与を受けるにつきましては、鳥取県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与規則を堅く守り、学業に励むことを誓います。	
なお、高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金の返還債務が生じたときは、同規則の規定に従い、連帯保証人とともにその責めに任じます。	
年 月 日	
本人 郵便番号	
住 所	
氏 名	㊟
連帯保証人 郵便番号	
住 所	
氏 名	㊟
続 柄 本人の	
連帯保証人 郵便番号	
住 所	
氏 名	㊟

(裏)

略

様式第5号 (第11条関係)

高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金返還猶予申請書

鳥取県教育委員会 様

下記のとおり修学奨励金の返還猶予を申請します。

年 月 日

決定番号第 号

在学高等学校名又は

本人

住所及び電話番号

氏 名 ㊟

連帯保証人 郵便番号

住 所

氏 名 ㊟

保 証 人 郵便番号

住 所

氏 名 ㊟

記

略

注 略

様式第5号の2 (第11条の2関係)

高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金返還免除申請書

鳥取県教育委員会 様

下記のとおり修学奨励金の返還免除を申請します。

年 月 日

決定番号 第 号

本人 郵便番号

住 所

氏 名 ㊟

連帯保証人 郵便番号

住 所

氏 名 ㊟

保 証 人 郵便番号

住 所

(裏)

略

様式第5号 (第11条関係)

高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金返還猶予願書

鳥取県教育委員会 様

下記のとおり修学奨励金の返還を猶予して下さるようお願いいたします。

年 月 日

決定番号第 号

在学高等学校名又は

本人

住所及び電話番号

氏 名 ㊟

連帯保証人 郵便番号

住 所

氏 名 ㊟

連帯保証人 郵便番号

住 所

氏 名 ㊟

記

略

注 略

様式第5号の2 (第11条の2関係)

高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金返還免除願書

鳥取県教育委員会 様

下記のとおり修学奨励金の返還を免除して下さるようお願いいたします。

年 月 日

決定番号 第 号

本人住所 郵便番号

氏 名 ㊟

連帯保証人 郵便番号

住 所

氏 名 ㊟

連帯保証人 郵便番号

住 所

氏 名 記	㊟
略	

- 注 1 高等学校の定時制の課程若しくは通信制の課程を卒業したとき、又はこれと同等の事由によるときは、その事実を証する書類を添付すること。
- 2 死亡したときは、本人の代わりに相続人の住所、氏名及び本人との続柄を記載するとともに、その事実を証する書類を添付すること。
- 3 精神又は身体に著しい障害を受けたことによるときは、その事実及び程度を証する診断書を添付すること。

様式第 7 号の 2 (第15条関係)

保 証 人 変 更 届	
鳥取県教育委員会 様	
下記のとおり保証人を変更しましたので、お届けします。	
年 月 日	
決定番号 第 号	
在学・出身高等学校名	
又は住所及び郵便番号	
氏 名	
記	
新保証人	住 所
	氏 名
	本人との続柄
旧保証人	住 所
	氏 名
変 更 の 理 由	
本人が負担する高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金の返還債務について、保証人としての義務を履行します。	
保証人 ㊟	

様式第 8 号 (第15条関係)

死 亡 届
鳥取県教育委員会 様

氏 名 記	㊟
略	

注 添付書類

- 1 高等学校の定時制の課程若しくは通信制の課程を卒業したとき、又はこれと同等の事由によるときは、その事実を証する書類
- 2 死亡したときは、戸籍抄本及び連帯保証人の所得証明書
- 3 精神又は身体に著しい障害を受けたことによるときは、診断書及び連帯保証人の所得証明書

様式第 8 号 (第15条関係)

死 亡 届
鳥取県教育委員会 様

下記のとおり修学奨励金の貸与を受けていた者が死亡しましたので、お届けします。

年 月 日

連帯保証人又は保証人 郵便番号

住 所

氏 名

記

略

注 添付書類 死亡の事実を証する書類

下記のとおり修学奨励金の貸与を受けていた者が死亡しましたので、お届けします。

年 月 日

連帯保証人 郵便番号

住 所

氏 名

記

略

注 添付書類 戸籍抄本

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金（以下「修学奨励金」という。）の貸与を受けている者（貸与を休止されている者を含む。）に係る連帯保証人及び保証人の数については、改正後の鳥取県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与規則（以下「改正後規則」という。）第6条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 改正後規則第11条第1項の規定は、平成18年4月1日以降新たに修学奨励金の貸与を受ける者から適用し、同日前に修学奨励金の貸与を受けている者については、なお従前の例による。

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年12月26日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

鳥取県教育委員会規則第31号

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立学校管理規則（昭和51年鳥取県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後						改正前					
別表（第3条関係）						別表（第3条関係）					
1 高等学校						1 高等学校					
高等学校名	課程名	学科名	修業年限	収容定員	所在地	高等学校名	課程名	学科名	修業年限	収容定員	所在地
鳥取東高等学校	略				略	鳥取東高等学校	略				略
	専攻科	1年	50人				専攻科	1年	60人		

略				略			
倉吉東高等学校	略			1 年	70人		略
	専 攻 科				略		
	略				略		
略				略			
米子東高等学校	略			1 年	50人		略
	専 攻 科				略		
	略				略		
略				略			
略				略			
2 略				2 略			

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第30号

平成18年度鳥取県立高等学校専攻科入学者選抜を次の要項により実施する。

平成17年12月26日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

平成18年度鳥取県立高等学校専攻科入学者選抜実施要項

1 募集高等学校及び募集生徒数

高等学校名	所在地	募集生徒数
鳥取県立鳥取東高等学校	鳥取市立川町五丁目210	50人
鳥取県立倉吉東高等学校	倉吉市下田中町801	70人
鳥取県立米子東高等学校	米子市勝田町 1	50人

2 出願資格を有する者

次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又はこれに準ずる学校を卒業した者
- (2) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第69条各号のいずれかに該当する者

3 出願方法

(1) 出願手続

ア 入学志願者は、次の書類を志望する高等学校の校長に提出しなければならない。

- (ア) 入学志願書（各募集高等学校から交付されたもの）に所定の入学選抜手数料に相当する額の鳥取県収入証紙（消印をしないこと。）をはり付けたもの
- (イ) 出身高等学校の校長の発行する調査書（大学受験用の調査書と同様とする。）又は高等学校の卒業資格及び学力を認定するに足る書類

イ 各募集高等学校の校長は、入学志願書等を受理したときは、入学志願者に受検証を交付するものとする。

(2) 出願期間

持参による場合は、平成18年4月3日(月)から同月5日(水)までとし、郵送による場合は、簡易書留とし、同月3日(月)までの消印のあるものに限る。

(3) 受付時間

午前9時から午後5時まで

(4) 受付場所

各募集高等学校

4 入学者選抜の方法

入学志願者の提出した書類の審査及び学力検査の結果を総合して行う。

5 学力検査の日時等

(1) 日時

平成18年4月10日(月)午前9時から(午前8時30分までに集合すること。)

(2) 場所

各募集高等学校

(3) 学力検査の教科

国語(国語総合、現代文及び古典)、数学(数学・数学A及び数学・数学B)及び英語(英語及び英語)とする。ただし、平成17年3月以前に高等学校又はこれに準ずる学校を卒業した者その他の旧教育課程履修者については、国語(国語及び国語)、数学(数学・数学A及び数学・数学B)及び英語(英語及び英語)とする。

6 合格者の発表

平成18年4月13日(木)正午に各募集高等学校において合格者の受検番号を掲示する。

7 入学者選抜の結果の開示

入学者選抜の結果については、鳥取県個人情報保護条例(平成11年鳥取県条例第3号)第19条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができる。なお、この場合において、電話、はがき等による請求では開示できないので、学生証等写真により本人が確認できるものを持参の上、受検者本人が直接各募集高等学校へ請求すること。

(1) 開示請求ができる期間

平成18年4月13日(木)から1月間

(2) 開示する場所

各募集高等学校

8 注意事項

(1) 提出された書類及び入学選抜手数料は、返還しない。

(2) この要項に関し不明な点は、各募集高等学校へ問い合わせること。

9 参考事項

(1) 専攻科の授業は、精深な程度において特別な事項を教授し、その研究を指導することを目的として、次の教科を履修させる。

国語、数学、外国語(英語)、理科、地理歴史、公民及び保健体育

(2) 専攻科の修業年限は、1年とする。

(3) 専攻科の生徒の学習評価、単位認定、修了等については、各募集高等学校の全日制課程に準ずるものとする。

